

座間市教育委員会 10月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 座間市学校運営協議会委員の任命について

ウ 令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 10月定例会議事運営要領

日 時	令和6年10月16日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和6年10月16日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和6年9月11日
会 議 録 署 名 委 員	馬場委員 升水委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	57	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	58	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長
3	59	令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動 実施要領	就学支援課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	13	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

経過報告

令和6年10月16日定例会

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席委員等
9月11日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
9月12日	木	学校訪問A(相模中学校)	教育長、北村委員、有山委員
9月13日	金	青少年健全育成大会起草委員会	教育長
9月13日	金	学校訪問C(中原小学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
9月17日	火	SDGsエコポスターコンクール2024作品審査会	教育長
9月18日	水	学校訪問C(栗原小学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
9月24日	火	文化財保護委員会	教育長
9月24日	火	学校訪問A(相模野小学校)	教育長、有山委員
9月27日	金	学校訪問C(東中学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
9月30日	月	感謝状贈呈式	教育長、教育長職務代理者
9月30日	月	委員退任式	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
10月1日	火	市長就任式、市辞令交付式	教育長
10月1日	火	委員選任辞令交付式	教育長、升水委員
10月1日	火	教育委員会臨時会	教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員
10月1日	火	教育委員会事務局職員辞令交付式	教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員
10月2日	水	全員協議会	教育長
10月2日	水	市青少年創意くふう展覧会	教育長
10月2日	水	小学校連合音楽会	教育長
10月3日	木	教育支援委員会	教育長
10月4日	金	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
10月7日	月	表裏型顔面把手愛称決定表彰式	教育長
10月8日	火	お手玉寄贈式	教育長
10月10日	木	定例校長会議	教育長
10月13日	日	ひまわりフェスタ in NISSAN	教育長
10月13日	日	ZAMA坂道マラソン大会	教育長

議案第59号

令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。

令和6年10月16日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

令和6年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものである。

令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。

1 異動の時期

採用（転任採用を含む。）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

2 転任及び配置換

- (1) 校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。
- (3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。
- (5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。
- (6) 新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む。）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。
- (7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。
- (8) 小・中学校から高等・特別支援学校への異動については、別に定める。
- (9) 本市内での小学校間における配置換については、次の地域区分のうち、第1希望から第3希望までを必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記すること。なお、現任校を包含する地域を選択する場合は、第3希望として、他の学校を希望することができる。

A地域	ひばりが丘小学校	東原小学校	旭小学校
B地域	座間小学校	入谷小学校	
C地域	相模野小学校	相武台東小学校	相模が丘小学校
D地域	栗原小学校	立野台小学校	中原小学校
- (10) 本市内での中学校間における配置換については、地域区分はなく、現任校以外の5校が希望校の対象となり、第1希望から第3希望までの3校を必ず記入すること。
- (11) 本市内での校種を異にする配置換希望については、前2号によるものとする。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は行政上必要な場合は異動を行うものとする。

3 新規採用

教員の新規採用に当たっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

ア 面接を行い、人物について把握すること。

イ 本人が有する免許状について確認すること。

ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4 勸奨退職

勸奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知を図る。

5 その他

この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。